



広  
報

# こざがわ

発行／編集 古座川町役場総務課／広報編集委員会 電話代 0735-72-0180

2009

10

No.108



## 芝生のグラウンドでの運動会 大成功！！

### 盛況に終わりました！ 葉っぱビジネス講演会

10月2日（金曜日）、旧七川中学校体育館において地域再生にまつわる講演会「みんなで夢の種を蒔こう！」が開催されました。

講師には徳島県上勝町から、もみじや南天などの葉っぱを和食のツマモノとして出荷する「葉っぱビジネス」で有名な、株式会社いろどりの横石知二代表をお招きしました。

当日はあいにくの強い雨にもかかわらず、町内外から百名近くのご参加をいただき大盛況のうちに終わることができました。「できない」と言うのが大嫌いな性格と自らを語る横

### 第24回古座川の秋まつりで 楽しいひとときを…

11月22日（日曜日）（9時～14時）明神小・中学校のグラウンドなどで「第24回古座川の秋まつり」を開催します。

農林産物や加工品の展示即売をはじめ、体験コーナー、

石氏が、その強力なプラス思考で乗り越えてこられた困難の数々、それにまつわるエピソードは大変衝撃的で、涙を誘う場面もありました。「誰にでも出番がある」という横石氏の言葉に勇気づけられた方も多かったのではないのでしょうか。



葉っぱビジネス講演会

展示コーナーなど盛りだくさんの内容でお迎えいたします。

町民の皆様も、出来るだけ多くの催しに参加・体験をしていただき、楽しいひとときをお過ごしください。皆様のご来場をお待ちしています。

## 平成20年度決算状況のお知らせ

会計	歳入	歳出	差引	翌年度繰越財源	実質収支額
一般会計	31億5,241	25億5,815	5億9,426	1億4,188	4億5,238

(単位:万円)

平成20年度の一般会計決算は歳入総額31億5,241万円、歳出総額25億5,815万円で、ここに翌年度に繰越すべき財源1億4,188万円を除いた実質的収支額は、4億5,238万円の黒字となりました。詳細は、下記のとおりです。

区 分		平成20年度 決算額	平成19年度 決算額	差引額	区 分		平成20年度 決算額	平成19年度 決算額	差引額
自主財源	地方税	2億3,465	2億2,466	999	議 会 費	5,097	5,319	-222	
	繰越金	2億8,682	3億6,605	-7,923	総 務 費	4億2,917	5億2,456	-9,539	
	諸収入	8,065	1億55	-1,990	民 生 費	4億4,347	4億1,830	2,517	
	その他	1億7,012	6,825	1億187	衛 生 費	2億5,205	2億9,205	-4,000	
	うち分担金及び負担金	1,472	1,131	341	農 林 水 産 費	1億9,609	2億2,699	-3,090	
	うち使用料及び手数料	1,971	1,752	219	商 工 費	1,113	1,388	-275	
	うち財産収入	914	809	105	土 木 費	1億9,370	2億4,441	-5,071	
	うち寄付金	117	7	110	消 防 費	2億2,782	2億5,078	-2,296	
	うち繰入金	1億2,538	3,126	9,412	教 育 費	2億5,482	2億5,692	-210	
	計	7億7,224	7億5,951	1,273	災害復旧費	318	100	218	
依存財源	地方譲与税	4,558	4,574	-16	公 債 費	4億9,575	5億944	-1,369	
	各種交付金	4,963	5,354	-391	歳出合計	25億5,815	27億9,152	-2億3,337	
	地方特例交付金	261	144	117					
	地方交付税	17億3,552	16億7,742	5,810					
	交通安全対策特別交付金	59	64	-5					
	国庫支出金	1億6,576	8,821	7,155					
	県支出金	1億7,098	1億2,594	4,504					
	地方債	2億950	3億2,590	-1億1,640					
	計	23億8,017	23億1,883	6,134					
	歳入合計	31億5,241	30億7,834	7,407					

自主財源 24.5%  
依存財源 75.5%

## 町財政の健全化判断比率等は次のとおりです

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定により平成20年度決算に基づく健全化判断比率並びに資金不足比率を公表します。

### ◆ 健全化判断比率

(単位:%)

	① 実質赤字比率	② 連結実質赤字比率	③ 実質公債費比率	④ 将来負担比率
古座川町	—	—	10.3	17.6
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※ 実質赤字比率および連結実質赤字比率は、「黒字」のため、該当ありません。

### ◆ 資金不足比率

(単位:%)

特別会計の名称	⑤ 資金不足比率	経営健全化基準
古座川町簡易水道施設特別会計	—	20.0

※ 資金不足比率は、資金不足額がないため、該当ありません。

- ① 実質赤字比率(普通会計の赤字の比率)
- ② 連結実質赤字比率(町の全ての会計の赤字比率)
- ③ 実質公債費比率(地方債(借入金)の返済額の財務負担の比率)
- ④ 将来負担比率(普通会計が将来負担すべき借入金等の財務負担の比率)
- ⑤ 資金不足比率(各公営企業会計の実質赤字(資金不足)の比率)

### 早期健全化基準

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準を超えた場合は、早期健全化団体となり、自主的な改善努力による財政健全化が必要となります。

### 財政再生基準

健全化判断比率(将来負担比率を除く)のいずれかが財政再生基準を超えた場合は、財政再生団体となり、国の管理下での財政再生が必要となります。

### 経営健全化基準

公営企業において経営健全化基準を超えた場合、経営健全化計画を策定することとなります。

◎ 詳細は町ホームページに掲載しています。

【財政課】

## 特別人権相談窓口

家庭や職場等で人権に関して困っていること等、様々な相談に応じるために、特別人権相談窓口を開設します。

また、電話での相談にも対応いたします。

土曜日、日曜日も開設します。

**場所** (財) 和歌山県人権啓

発センター研修室

和歌山市手平2丁目

1番地2和歌山ビッ

グ愛2階

**方法**

面接及び電話相談。  
電話は、フリーダイヤルを開局

**日時** 平成21年12月4日

(金) から12月10日

(木) 午前10時から

午後8時まで

☎0120・783・507

その他、事前申込みは不要で相談は無料です。秘密は厳守いたします。

【住民福祉課】

## 「」の健康相談

ひとりで悩んでいませんか？

眠れない・気分が落ち込む・何も手につかない、など、あなたや家族についての悩みに精神科の医師が相談に応じます。

(相談は無料・秘密は厳守します)

**日時** 毎月第3金曜日

午後3時から(前日までに要予約)

**場所** 新宮保健所串本支所

(串本町西向193)

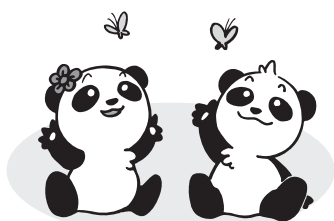
**お問い合わせ・申し込み**

新宮保健所串本支所

地域福祉課

☎0735・72・0525

【住民福祉課】



## ○町税等の納期限のお知らせ○

税目	期別	納期限
国民健康保険税	第5期	平成21年11月30日
介護保険料	第8期	
後期高齢者医療保険料	第5期	
固定資産税	第4期	平成21年12月25日
国民健康保険税	第6期	
介護保険料	第9期	
後期高齢者医療保険料	第6期	

\* 納期限を過ぎると、督促手数料や延滞金が増加する場合があります。【財政課】



## 「年金をあきらめないで」

### カラ期間

はありませんか

## カラ期間について

公的年金には、「カラ期間」というものが設けられています。カラ期間とは、年金額には反映されませんが、25年の資格期間には含まれる期間のことです。このカラ期間と年金の加入期間を合わせた期間が25年以上あれば、老齢基礎年金の資格期間を満たしたことになります。

主なカラ期間は、国民年金に任意加入できたのに任意加入しなかった期間など、次の4つの期間のうち、昭和36年4月以後の20歳以上60歳未満の期間とされています。

- ① 厚生年金等の加入者の被扶養配偶者であった昭和61年3月以前の期間
- ② 学生であった平成3年3月以前の期間
- ③ 海外在住の期間(任意加入できなかった昭和61年3月以前の期間を含めます)

④ 厚生年金・船員保険から脱退手当金を受けた昭和61年3月以前の期間(昭和61年4月以後に国民年金の加入期間がある場合に限りません)

ご自分に、これらのカラ期間があると思われる方は、年金の受給権に結びつくこともありますので、役場または社会保険事務所に相談してください。

※カラ期間は、障害や遺族基礎年金の受給に必要な資格期間を判定する場合においても、同様に計算の対象とされます。

※その他、詳細については役場または社会保険事務所にお問合せください。

【住民福祉課】



10月4日(日) 秋空の下、第6回小川地区運動会が開催されました。

小川地区住民を中心に多くの方が参加して、一日中賑やかな笑い声が響きました。

プログラムの最後に行われた、男女対抗の綱引きは今年も女性陣に軍配が上がりました。



V S



男女対抗綱引きの様子

小型ボートを保管しています

保管しています

役場では、古座川河口に漂着した小型ボートを保管しています。このボートは、平成21年10月1日に発見の通報があったもので、特徴等は、次のとおりです。

このボートについて、心当りのある方のご連絡をお待ちしております。

長さ 約3.5メートル  
メーカー ヤマハ  
材質 FRP  
色 黄色



保管している小型ボート

☎0735-72-0180

【総務課】

古い消火器にご注意を!

食物にも消費期限があるように、消火器にも使用期限があります!

使用期限が過ぎた消火器や、期限内であっても腐食等がある消火器は絶対に使用しないでください。

消火器の破棄については、専門業者に依頼してください。

また、燃えないゴミとし

て出さないようにお願いします。

【総務課】



税金の豆知識 その2

町では、住民の皆様には様々な税金や料金を頂いております。これらの税について、よりいっそうの御理解を頂けたらとシリーズでお知らせします。

第二回目は「住民税」です。

◎住民税

住民税には、①個人住民税と②法人住民税があります。

①個人住民税

1月1日に古座川町に住所を有する方で、前年の所得に対して町民税と県民税を合わせて町が課税・徴収します。

確定申告又は町県民税申告により、前年の所得に対して課税を行っておりますので、申告書の提出が必要となります。

《申告期間》

毎年2月15日から  
3月15日まで

《税額》

・均等割 4,500円  
・町民税 3,000円、  
・県民税 1,500円(内、  
500円は紀の国森づくり税)  
・所得割 前年の所得に応じて課税所得金額の10%(町6%・県4%)が課税されます。

※今年度より、年金所得がある方で一定の条件に該当する方については、10月より年金からの天引き(年金特別徴収)が開始されます。

②法人住民税

町内に事業所等(本店又は、支店等)を有する法人に対して町民税が課税されます。

《税額》

・均等割 資本金等の額に応じて課税。  
・税割 法人の所得額に応じて課税。

【財政課】